

(平成25年6月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

中国（広島）厚生年金 事案 2837

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和42年11月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月2日から同年12月1日まで

C社から同社の子会社であるA社に異動した時の申立期間の厚生年金保険の記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る従業員名簿及び同僚の供述から判断すると、申立人は、C社及びA社に継続して勤務し（昭和42年11月2日にC社からA社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っていない旨の回答をしていることから、事業主が昭和42年12月1日を被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（島根）厚生年金 事案 2838

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月30日から同年7月1日まで

A社B支店から同社C本社へ転勤した時である申立期間が、厚生年金保険の未加入期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務し（同社B支店から同社C本社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の前後60人のうち、同社同支店で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に、同社C本社で同資格を再取得している者は47人確認でき、そのうち38人が1日付けで同社同支店において同資格を喪失すると同時に同社本社で再取得しており、同社では従業員が転勤する際、一般的に1日付けで同資格の喪失及び取得の届出を行う取扱いとしていたことがうかがえることから、申立人についても、異動日を昭和49年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和49年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 49 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月 1 日から 18 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間を含めて、A社に勤務していた。当初は、業務委託契約であったが、平成 5 年 4 月から雇用契約に変更となり、厚生年金保険に加入したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間は、雇用契約から業務委託契約に変更となっていた期間であり、厚生年金保険料が控除されていたかどうか分からないが、仕事の内容に違いは無いことから、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間における申立人との関係は、工事請負契約の相手方というものであり、雇用関係ではない。工事請負契約の場合、雇用関係が生じないので、社会保険には加入させていなかった。」と回答しており、申立人から提出された同社との業務委託契約書（平成 14 年 7 月 1 日締結、15 年 3 月 31 日更新、16 年 4 月 1 日更新）からも、申立期間のうち平成 14 年 7 月 1 日から 17 年 3 月 31 日までは業務委託の関係であったことが推認される。

また、申立人から提出された月ごとの「お支払いご通知」に、厚生年金保険料の控除に係る記載は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、当時の同僚も、申立人と同様に、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間の欠落がみられるが、同人は、「申立期間は業務委託契約による取引関係の期間であった。自分の厚生年金保険の被保険者期間は、厚生年金保険料が控除されていた期間と一致している。」と供述している。

加えて、申立人の申立期間及びその前後の期間における厚生年金基金及び

企業年金基金の加入記録は、オンライン記録と一致している。

その上、オンライン記録によると、申立人は申立期間において国民年金に加入し、平成 17 年 1 月から 18 年 1 月までにかけて 14 年 11 月から 15 年 11 月までの国民年金保険料を過年度納付するとともに、16 年 7 月から 18 年 3 月までの国民年金保険料を口座振替により納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、ほかに保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。